

# 記入上の注意

平成 年 月 日

三 島 市 長 あて

届出者 住所

氏名

印

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

### 記

- 行為の場所 三島市
- 行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 行為の完了予定日 平成 年 月 日
- 設計又は施行方法 直営 請負 その他 (

必ず届出年月日の 30 日以降にしてください。

ここは区画形質の変更面積の記入欄です。

建築物...車庫、物置、建築物等に付属する門又は塀も含まれます。工作物...垣、柵、擁壁等です。

( )内については店舗併用住宅等の場合に住宅に供する部分の面積を記入してください。

例:CB2 段+ネットフェンス(1000)、生垣 等  
設置しない場合は「なし」と書いてください。

工作物の場合も最高の高さを書いて下さい。工作物、建築物が両方ある場合は建築物のみ記入してください。

増築の場合記入してください

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積			m <sup>2</sup>	
(2)建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別 ( <input type="checkbox"/> 建築物の建築 ・ <input type="checkbox"/> 工作物の建設 ) ( <input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 改築 ・ <input type="checkbox"/> 増築 ・ <input type="checkbox"/> 移転 )					
	(ロ)設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計		
		(i)敷地面積			m <sup>2</sup>	
		(ii)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		(iii)延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
(iv)高さ 地盤面から	m	(v)用途	例:専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅 鉄筋コンクリート造擁壁 等			
(vi)垣又はさくの構造						
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積	(ロ)変更前の用途	(ハ)変更後の用途			
	m <sup>2</sup>					
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
(5)木竹の伐採	伐採の面積				m <sup>2</sup>	

### 備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 建築物等の用途について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
  - 地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
  - 都市計画法第 12 条の 5 第 6 項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
- 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の ( ) の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
  - 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の ( ) は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
  - 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

## 届出が必要な行為

行 為	内 容 説 明
(1) 土地区画形質の変更	切土、盛土及び区画等の変更をすることです。
(2) 建築物の建築	「建築物」には住宅、店舗、事務所等の他、 <u>車庫、物置</u> 、建築物等に付属する <u>門又は塀</u> などが含まれます。 「建築」とは新築、増築、改築、移転のことをいいます。
(3) 工作物の建設	<u>垣、柵、擁壁</u> 、煙突、広告塔、広告板及び案内板を設置することです。
(4) 建築物等の用途の変更	例えば住宅から事務所又は店舗等建物に用途を変更して使用することです。
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更	外から見える部分の形や、材料、色などの変更をすることです。

届出が不要な場合もありますので、詳しくは、都市計画課計画係までお問合せください。

## 届出について

- 1 当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
- 2 都市計画課へ提出してください。
- 3 届出書及び次の図面を添付してください。2部。

行為の種類	図書	縮 尺	備 考
土地の区画形質の変更	案内図	1/2,500 以上	・方位を表示。 ・赤線で区域表示。
	公図写		・赤線で区域表示。
	求積図	1/250 以上	・敷地及び区画形質の変更区域。
	造成計画平面図	1/50 以上	・切土及び盛土の区域を色分けする。
	断面図	1/50 以上	・施工前と施工後の状況を明示したもの。
建築物の建築 工作物の建設	案内図	1/2,500 以上	・方位を表示。 ・赤線で区域表示。
	公図写		・赤線で区域表示。
	配置図	1/100 以上	・建築物又は工作物の位置。 ・建築物は、道路や隣地等の各境界から、 <u>外壁</u> 等の面(床面積に算入されない出窓の外壁等は除く)までの最短距離を表示。 ・敷地の境界を明示。 ・道路幅員を表示。
建築物等の用途の変更	求積図	1/250 以上	・敷地及び建物(建築面積・延床面積)。
	各階平面図	1/50 以上	・工作物の場合不要。
	立面図(2面以上)	1/50 以上	・平均地盤面からの最高高さを表示。 ・建築物の建築の場合、軒の高さ及び外壁と屋根の色を表示。
	工作物の設計図	1/100 以上	・工作物の建設を行う場合。
	敷地縦横断面図	1/100 以上	・敷地と道路・隣地地盤とに高低差がある場合。
建築物等の形態 又は意匠の変更	詳細図	1/50 以上	・形状が不明瞭な場合(出窓、ベランダ等)。
	案内図	1/2,500 以上	・方位を表示。 ・赤線で区域表示。
	公図写		・赤線で区域表示。
	配置図	1/100 以上	・建築物又は工作物の位置。 ・建築物は、道路や隣地等の各境界から、 <u>外壁</u> 等の面(床面積に算入されない出窓の外壁等は除く)までの最短距離を表示。 ・敷地の境界を明示。 ・道路幅員を表示。
	立面図(2面以上)	1/50 以上	・平均地盤面からの最高高さを表示。 ・建築物の場合、軒の高さ及び外壁と屋根の色を表示。

添付書類には届出者または作成者等の氏名・印を入れてください。

書類は、A4 サイズで、図面も A4 にたたんで、左綴じをお願いします。

その他、必要に応じて関係事項を記載した参考図書等を、添付していただく場合もあります。